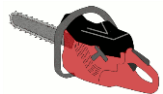


もり 森林が元気に！地域も元気に！

もりかつ 森林活プロジェクト 松阪市内の3箇所で間伐材の買い取りスタート



もり
私たちの暮らしを支える森林を守り地域を活性化しよう！



買取単価 6,000円/トン (税込)

お問合せは・・・

プロジェクトの全般について
出荷者の登録・伐採届について
バイオマス・エネルギーについて

松阪飯南森林組合 集約課
松阪市林業・農山村振興課
松阪市環境・エネルギー政策推進課

(TEL)

0598-32-3516
0598-46-7124
0598-53-4425





出荷者の登録申請＋出材地の間伐証明手続きで

高価買取！

木質バイオマス発電用の 間伐材買取！

- 原木市場に出しても売れない間伐材や山に放置された間伐材を、木質バイオマス発電用として買い取ります。
- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月から始まり、木質バイオマス発電のための木材を従来より高く買取ることができるようになりました。



木質バイオマス種類		売電価格 (1kWhあたり)
証明なし	各種木材	13 円
証明あり	皆伐材等	24 円
証明あり	間伐材	32 円

発電所が電力会社に販売する売電価格

※H27年度価格(税別)

森林活プロジェクト対象
6,000円/トン(税込)



間伐材と、それ以外の木材とを混入できません

買取木材規格

- **良い** ・松阪市内の山から出材される、間伐材であること
 ※短コロ、キズ、曲がり材や、山に放置された間伐材(3年程度)でもOKです
 また、間伐であれば、雑木(幹部のみ)でもOKです
- × **だめ** ・枝葉、皮のみ、枝付き材、根や土がついた材、腐り材、製材端材、建築廃材、竹等は対象外です

買取場所・買取条件等

買取場所	森林組合 本所	同 飯高支所	同 小径木加工場
	飯南町粥見5725-3 TEL 0598-32-3516	飯高町森165-1 TEL 0598-45-0179	伊勢寺町2750 TEL 0598-58-0265
開始日	4月20日(月)から	4月20日(月)から	5月19日(火)から
曜日・時間 (祝日等を除く)	月～金 9～16時 (ただし、月2回の市日は休み)	月～金 13～16時	火と金 9～16時
木材長さ	4m以下	2m以下	2m以下
搬入トラック	2トンまで	2トンまで	2トンまで

初回のみ

登録の申し込み

出荷者が松阪市林業・農山村振興課(飯高地域振興局内)に提出して下さい。
審査後、松阪市が登録書を出荷者に送付します。

1. 登録申請書 ①

発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録申請書

平成 26年 12月 11日

(宛先) 松阪市長

(申請者) 住所 **松阪市飯南町粥見〇〇**

氏名 **組合 太郎 ㊟**

電話 **0598-32-0000**

松阪市の登録を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明材を供給したいので、下記のとおり申請します。

なお、登録されたのちは、森林法に基づく適切な手続きを行い間伐等するとともに、分別管理を適正に行うことを誓約します。

- 林業従事年数 **3** 年
- 作業員数 **1** 人 (申請者を含む)
- 取り扱う木材の年間取扱数量

前年度の実績	10	t
今年度の計画	15	t

- 責任者氏名 **組合 太郎**
- 分別管理責任者氏名 **組合 太郎**

2. 自主行動規範 ②

(※事業参加の誓約書)

平成 26年 12月 11日

発電利用に供する木質バイオマスの証明にかかると自主行動規範

住所 **松阪市飯南町粥見〇〇**

氏名 **組合 太郎 ㊟**

- 自主行動規範の趣旨
上記署名人(以下「署名人」という。)は、国の政策である「再生可能エネルギー電気の固定買取制度の推進」への対応の必要性を踏まえ、発電利用に供する木質バイオマスについて、間伐材等由来の木質バイオマスであることの証明にあたっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。
- 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の推進
「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づく・・・(略)
- 取組内容
 - 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に関する取組
①・・・(略)
 - 情報公開
署名人は、本行動規範に基づく取組状況の概要を松阪市において公表する。
 - 第三者による監査
署名人は、本行動規範に基づく取り組みについて、必要に応じ、松阪市の監査を受けるものとする。

特に誓約していただきたいこと

- ①分別管理 間伐材とそれ以外の木材とを混入させないこと
- ②監査への協力 松阪市の監査(現地確認など)に協力すること

※伐採の30日前まで

出材地 ごと

出荷者が松阪市林業・農山村振興課(飯高地域振興局内)に提出
松阪市へ提出後、確認を受けたのち、受付印を押したものを受け取ってください。
出荷者＝森林所有者の場合は、「森林施業に関する覚書」は必要ありません。

1. 伐採届 ③

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成 **26**年 **12**月 **1**日

(あて先) 松阪市長

※伐採の30日前まで

住所 **松阪市飯南町粥見〇〇〇**

届出人 氏名 **組合 太郎 ㊟**

次とおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

松阪市 飯南町 粥見 字 〇〇 123-456

2 伐採の計画

伐採面積	0.50 ha		
伐採方法	間伐	伐採率	30%
伐採樹種	スギ・ヒノキ		
伐採齢	50年生		
伐採の期間	平成 27 年 1 月 1 日 ~ 平成 27 年 2 月 28 日		

2. 森林施業に関する覚書 ④ (※所有者の承諾書)

森林施業に関する覚書

甲が所有する次の所在地の森林において、乙に次の施業を委託します。

委託する森林の施業内容・所在地

箇所	市	大字	小字	地番	施業内容
1	松阪市	飯南町粥見	〇〇	123-456	間伐
2	松阪市				
3	松阪市				

平成 **26**年 **12**月 **1**日

(所有者) 甲 住所 **松阪市飯南町粥見△△**
氏名 **森林 花子 ㊟**

(施業者) 乙 住所 **松阪市飯南町粥見〇〇**
氏名 **組合 太郎 ㊟**

※保安林の場合は、(伐採届③)でなく、三重県松阪農林事務所に(保安林内間伐届出⑤)を提出してください。



森林組合に下記の書類とともに、出材して下さい。

初回のみ

1. 登録書の写し
(※松阪市発行)

出材地
ごと

2. バイオマス証明書⑥
(※本人が作成)

2. バイオマス証明書⑥
(※間伐材、出材地の記載書)

3. 出材地の伐採届等の写し
(※松阪市、又は、三重県発行)

4. 搬出作業中の写真⑧
(※本人が撮影、P7ページ参照)

→初回の出材時に写真が提出できない場合は、1ヶ月以内に必ず提出してください

※同じ現地からの2車目以降の出材時は、バイオマス証明書の写しのみを毎回提出してください。

※提出書類がそろわない場合は、買取できませんのでご注意下さい。

平成 27年 1月 13日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

松阪飯南森林組合 代表理事組合長 殿

登録者 住所 **松阪市飯南町粥見〇〇**

氏名 **組合 太郎 ㊟**

登録番号 **1** 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類
 - ① 間伐材
 - ② その他 ()
2. 伐採届出等の受付(許可)年月日

平成 26年 12月 1日
3. 森林所在地

松阪市 飯南町 粥見 字 〇〇 123-456
4. 伐採面積、樹種、数量

別添、伐採届出(許可)等の写しのとおり。



搬出作業中の写真⑧ 撮影方法

【写真提出枚数】

搬出木材量

50tまで 1枚ずつ

100tまで 2枚ずつ

150tまで 3枚ずつ

● ア) 搬出状況、イ) はい積状況、各1枚ずつ撮影して下さい。

● 写真は、紙黒板を入れて撮影して下さい。

● 50t(=50m³)の目安は、
軽トラで約150台分、2tトラックで約25台分です。

ア) 伐採木の搬出状況写真



森林全体が写るように遠目から撮影して下さい

イ) 集積場所における「はい積」
状況又は、トラックの積込写真



紙黒板が見えづらい場合は、
アップの写真も撮って下さい



間伐補助金の申請地で作業中
写真を提出する場合は、兼ね
ることができ、こちらで提出する
必要はありません。



間伐材搬入 重量の計測方法

1. 積載時の重量計測

トラックスケールに前軸、後軸、それぞれ載せ、重量を計測します。

ポータブルトラックスケール
(目量20kg、最大精度0.1%)等で計測します。



2. 木材の荷降ろし

木材の荷降ろしは、指定の場所にご自身でお願いします。



これで約 2,000円分！

3. 空車の重量登録(初回のみ)

空車の重量を登録します。(燃料満タン時)
登録した空車重量と積載時の重量との差で木材重量を算出します。

但し、レンタル車等の場合は、
その都度、空車の重量を計測します。



※ 道路交通法を守って、木材を運んでください。

買取価格・精算方法等

間伐材証明手続きで、
高価買取!

価格

- ・森林組合へ持ち込みで、6,000円/トン(税込)

精算

- ・市の開催に合わせ月2回精算（原則、第1・3木曜日）
- ・買取価格の半額(500円単位切上げ)を商工会の商品券引換券で、残り半額を、指定の金融口座への振込みにてお支払いします。
(振込手数料は、出荷者のご負担をお願いします)

例：精算金額が8,300円の場合

商品券引換券 8,300円÷2=4,150円 → 500円単位切上げ→ 4,500円
口座振込み額 8,300円-4,500円 → 3,800円-(振込手数料)

※振込み先が、松阪農協、百五銀行大石支店の場合は、振込手数料はかかりません。
それ以外は、各銀行の規定に基づく振込手数料が発生します。

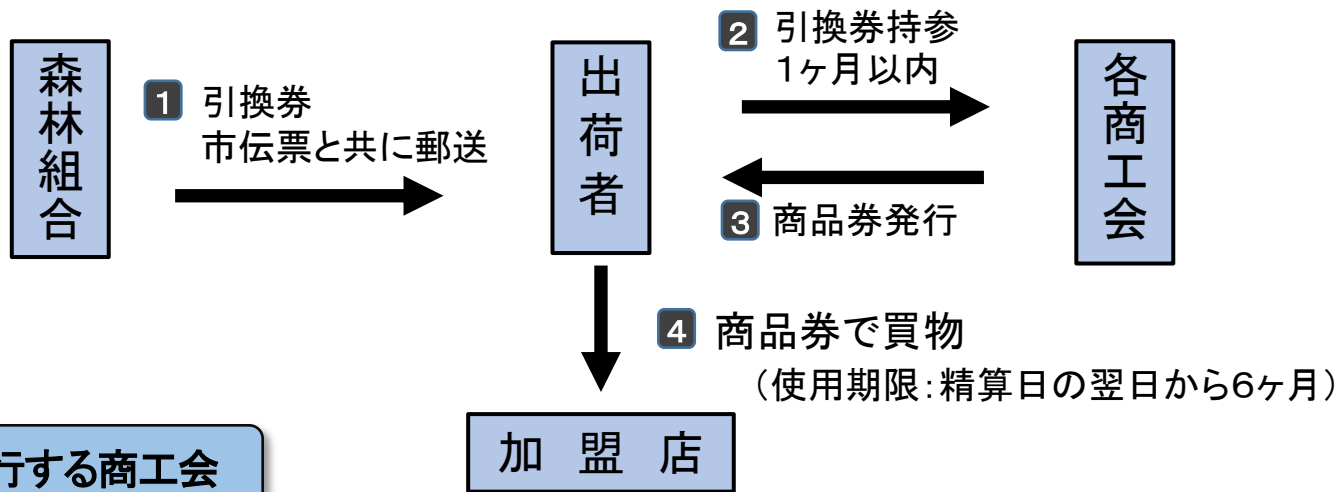
監査

提出された書類に基づく適正な間伐材であることを確認するため、松阪市の監査があります。現地監査が当たった場合は、現地立会いをしていただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

商工会の商品券について

買取価格の半額を商工会の商品券引換券で、お支払いします。

流れ



商品券を発行する商工会

出荷者の住所地	商工会名・加盟店数
飯南・飯高地域にお住まいの方	①松阪西部商工会(飯南・飯高商工発展会) 飯南・飯高地域の約75店舗
嬉野・三雲地域にお住まいの方	②松阪北部商工会 嬉野・三雲地域を中心とした約530店舗
旧松阪・市外にお住まいの方	上記の①か②を初回に選択することができます。

商品券に関するお問合せは・・・

松阪西部商工会(飯南・飯高商工発展会)	松阪市飯南町横野593-1	TEL0598-32-2321
松阪北部商工会 三雲本店	松阪市曾原町875-2	TEL0598-56-2039
嬉野支所	松阪市嬉野町1443-7	TEL0598-42-2524